

## 「教育のひろば・さが」（旧「ワークショップ」）運用要領

- 第1条 この要領は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第12条第1項第3号の規定により、本システム上で特定のテーマごとに討議や研究活動、実践活動を行う場（以下「教育のひろば・さが」という）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 「教育のひろば・さが」の機能については、教育情報の生産・蓄積・流通を促進し、教職員の自主的な教育活動を支援するものとする。
- 第3条 “EDU-QUAKEさが”運用要綱第2条第1項第1号で規定するID利用者は、Webサイトを開設することができる。ただし、団体で開設する場合、その構成員は第2条第2項で規定する者であり、開設者は団体の長とする。
- 第4条 対象とする情報は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第3条の規定を適用する。
- 第5条 運用時間は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第4条の規定を適用するものとするが、各Webサイトで個別に定めることもできる。
- 第6条 Webサイトを開設または廃止しようとする者は、「教育のひろば・さが申請書」（様式3-1号）を所長に提出する。また、開設申請書の記載事項に変更が生じた場合は、同様に、「教育のひろば・さが申請書」（様式3-1号）を、変更事項を記載のうえ、所長に速やかに提出する。
- 2 ユーザID及びパスワードは、第三希望まで記載して申請する。
- 第7条 所長は、前条の申請内容を審査し適当と認められた場合は、これを承認し「教育のひろば・さが承認」（様式3-2号）を交付する。
- 第8条 「教育のひろば・さが」におけるWebサイトのユーザIDおよびパスワードの管理は、“EDU-QUAKEさが”運用要綱第8条の規定を適用する。
- 第9条 Webサイトを登録する場合は、各WebサイトのユーザIDで開設者の責任において行うものとする。
- 第10条 「教育のひろば・さが」におけるWebサイトの運用に際しては“EDU-QUAKEさが”運用要綱第8条の規定を適用する。
- 第11条 Webサイト開設者は、Webサイトに登録された内容の追加、変更および削除ができる。
- 2 Webサイト開設者は、Webサイトに登録された内容が前条の規定に違反するか、または違反するおそれがあると判断した場合は、その内容を削除しなければならない。
- 第12条 所長は、Webサイト開設者が“EDU-QUAKEさが”運用要綱または「教育のひろば・さが」運用要綱に違反して運用した場合、ユーザIDを取り消し、登録された内容も削除できる。
- 第13条 WebサイトのユーザIDの有効期間は、原則として最長1年間とし年度末の3月31日までとする。ただし、継続申請により所長が承認する場合は、更新することができる。
- 2 Webサイト開設者は、Webサイトに登録された内容が前条の規定に違反するか、または違反するおそれがあると判断した場合は、その内容を削除しなければならない。3月31日までとする。ただし、継続申請により所長が承認する場合は、更新することができる。

### 附則

- 1 この規程は、平成6年11月10日から施行する
- 2 平成9年10月1日改正
- 3 平成14年5月1日改正
- 4 平成16年4月1日改正
- 5 平成18年7月1日改正
- 6 平成23年2月2日改正

## “EDU-QUAKEさが” 利用上の注意点について

本システムの利用にあたっては、次のことには特に留意してください。

### 1 アカウントの利用

本システムにおけるアカウントは、利用者を県内の「学校の教職員」「社会教育機関の職員」、教育行政機関の職員」「教育研究機関の職員」、「その他センター所長が認めた者」のみとしており、対象とする情報は、「教育実践に関する情報」、「教育研究に関する情報」、「教育行政に関する情報」に限られます。

例えば、メールアカウントをプライベートな情報送発信やネット上でのショッピング、オークション、懸賞、アンケート等々には利用しないようにお願いします。

### 2 情報の利用

当教育センターの Web ページ上のデータの著作権は、著作権および国際著作権条約の規定により保護されています。情報の利用にあたっては、次のことに注意が必要です。

- (1) 当教育センターの Web ページ上のデータの著作権は、佐賀県教育センターに帰属します。ただし、学校用ホームページや「教育のひろば・さが」の著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。使用にあたっては、それぞれの著作権者の承諾を得ることが必要です。
- (2) 電子メールや電子掲示板での個々の発言に関する著作権は、発言者にあります。発言者に無断で自分の発言として転載することは、著作権を侵害することになるので、使用にあたっては、発言者の承諾を得ることが必要です。

### 3 情報の発信

学校用ホームページや「教育のひろば・さが」の掲載に関しては、次のことに注意が必要です。

- (1) 学校用ホームページや「教育のひろば・さが」等に他人の著作物（文章、絵画、写真、音楽等）を利用する場合には、著作権に十分配慮しなければなりません。したがって、他人の著作物を掲載する場合には、原則としてその著作権者から許諾を得る必要があります。例えば、児童生徒が学校の授業時間に制作した作品等も、児童生徒の著作物だと考えられます。したがって、学校用ホームページや「教育のひろば・さが」に児童生徒の作品を利用する場合は、制作者の承諾を得てから掲載する必要があります。
- (2) 学習の様子を写した写真の中の児童生徒には、肖像権があります。したがって、保護者の承諾を得てから掲載する必要があります。さらに、承諾が得られても、氏名（フルネーム）の掲載、大写しの写真など個人を特定するような情報は掲載しないようにすべきです。写真は大写しにせず、しかも、正面から撮らないようにするなどの配慮が必要です。